

遊佐町告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、次の案件を付議するため、第570回遊佐町議会臨時会を令和6年1月23日遊佐町役場に招集する。

令和6年1月12日

遊佐町長 時田 博機

第570回遊佐町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和6年1月23日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

※補正予算の審議及び採決

日程第 3 議第1号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）

※条例案件の審議及び採決

日程第 4 議第2号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 11名

出席議員 11名

1番	駒 井 江 美 子 君	2番	今 野 博 義 君
3番	渋 谷 敏 君	4番	本 間 知 広 君
5番	那 須 正 幸 君	6番	佐 藤 俊 太 郎 君
7番	齋 藤 武 君	8番	松 永 裕 美 君

9番 菅原和幸君 11番 斎藤弥志夫君
12番 高橋冠治君

欠席議員 1名

10番 土門治明君

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	池田与四也君
総務課長兼 産業課長 健康福祉課長 教育課長	池田久君 館内ひろみ君 渡部智敦君	企画課長 地域生活課長 市民課長 教育課長 教養課長	渡会和裕君 田智光君 藤治樹君 海広行君

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門良則 議事係長 船越早苗 主査 佐藤明子

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより第570回遊佐町議会臨時会を開会いたします。
（午前10時）

議長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、10番、土門治明議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

また、本臨時会には、各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、

那須正幸議員、6番、佐藤俊太郎議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、那須正幸委員長より、協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、那須正幸委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（那須正幸君） おはようございます。第570回遊佐町議会臨時会の運営について、去る1月22日議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日1月23日限りといたしました。

審議日程につきましてはお手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成、次に補正予算1件、条例案件1件を一括上程し、続いて補正予算1件の審議及び採決、条例案件1件の審議及び採決を行い、第570回臨時会を閉会したいと思います。

なお、本臨時会では常任委員会を開催せず、本会議で審査いたしますので、所管にかかわらず質疑を行ってもよいということにいたしました。

議員各位のご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日は所管にかかわらず質疑を許可いたします。

また、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3及び日程第4、議第1号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）、議第2号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。それでは、私から議第1号、議第2号について提案理由を申し述べさせていただきます。

議第1号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）。本案につきましては、ふるさと納税寄附金の増額見込みによる返礼品等の対応、物価高騰、燃料費高騰が続く中で実施する地域経済対策に要する経費、国の補正予算（第1号）成立に伴う新規事業に対応するため補正するものであり、歳入歳出予算の総額に3億7,600万円を増額し、歳入歳出予算の総額を103億7,200万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、地方交付税で2,155万9,000円、物価高騰対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金で1億1,859万6,000円、県支出金で1,314万5,000円、ふるさと納税寄附金などの寄附金で2億円、町債で2,270万円をそれぞれ増額し、歳入補正総額で3億7,600万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で2億326万9,000円、民生費で5,017万1,000円、農林水産業費で886万3,000円、商工費で6,369万7,000円、土木費で5,000万円をそれぞれ増額し、歳出補正総

額で3億7,600万円を増額計上するものであります。

議第2号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行等に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、関連する規定を整理する必要があるため提案するものであります。

以上、補正予算案件1件、条例案件1件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 補正予算の審議を行います。

お諮りいたします。補正予算の審議につきましては、臨時会でございますので、先例により、補正予算審査特別委員会を構成しないで、本会議において審議いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本会議で審議することに決しました。

日程第3、議第1号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

なお、本会議での質疑は、1人につき3回までといたします。

1番、駒井江美子議員。

1番（駒井江美子君） 9ページの7款商工費、1項商工費、2の商工振興費について質疑をお願いします。

これは、補正ということは、当初は予定していなかったけれども、やるということになったと思うのですけれども、どうしてやることになったのか教えてください。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

ご質問は、商工費ということで6,369万7,000円の第二次キャッシュレス決済導入促進支援事業委託料でございます。今年度は11月の実施ということで、9月に補正予算を計上させていただいて実施しております。その際に、今回の9月補正の11月の実施も含めまして、商工会からの要望書がございましたが、それも併せて昨今のこの原油高騰等の影響により中小業者の商業振興のためにやはり必要だというような、そういった結論に至りまして、昨年も3月に実施させていただいたところなのですが、同じように中小事業の支援ということでこの事業を実施するというようなことを計画させていただいたところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 駒井議員、少しお待ちください。先ほどここでの発言に対して、本会議での質問は3回と言いましたが、60分の誤りでございましたので、訂正させていただきます。

1番、駒井江美子議員。

1番（駒井江美子君） 商工会からの要望もあってということだったようですが、それはペイペイをも

う一回やってくださいみたいな要望があったということになりますか。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

7月のときに頂いた商工会からの要望書では、電子決済サービスのペイペイによる物価高騰支援についてということでの内容となっております。

議長（高橋冠治君） 1番、駒井江美子議員。

1番（駒井江美子君） ありがとうございます。ペイペイを利用されているお店の方から聞くと、ペイペイだと現金が入ってこなくて、そのときの支払いに困ったりするみたいな声もあったりするようなのですけれども、そういう声はあまりなく、やっぱりペイペイがいいという話だったのでしょうか。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

商工会さんからも含めまして、実際町のほうにはタイムリーな現金の支給というような、そういった観点での問題等はこちらのほうでは今現在は伺っていないというような状況でございます。

議長（高橋冠治君） 1番、駒井江美子議員。

1番（駒井江美子君） ありがとうございます。

あと、ちょっとこの内訳について伺いたいのですけれども、運営費と手数料と販促費と加入促進事業費というのは、それぞれ具体的にどういうことなのか教えてください。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

まずは、利用還元ということで、これは単純に利用還元費に当たるものでございまして、広報費はキャンペーンを実施する上での商店さんがお店のほうにペイペイ加盟していますよというような、そういったのぼり等のグッズのための広報費でございます。

あと、キャンペーンの利用運営費ということで、こちらのほうはキャンペーンの手数料と併せまして、ペイペイの委託業者のほうに支払う、そういった経費になってございます。

あと、その他商工会さんのほうへ事業費、店舗加入の促進のための一式ということで22万円というふうになっております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 1番、駒井江美子議員。

1番（駒井江美子君） では、販促費というのは広報費ということでのぼりとか、そういうのに使うということで、あと加入促進事業費というのは商工会さんに行って、商工会さんでどういうことをするのか、もし分かったら教えてください。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

その事業をやるごとに、商工会のほうでは事業を行う上でまず店舗に対しての加入いただくような促進ということで、加入促進のためにそういうことをやるわけなのですが、そういった加入を勧める上での具体的な手続等のための経費というふうになってございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1番、駒井江美子議員。

1番（駒井江美子君） では、ペイペイのそのシステムに加入するために手伝うみたいな、サポート費みたいな感じなのですか。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

手伝うというか、あくまでもこのペイペイ事業に加入いただくための、そういった導入促進のための経費というようなことでございます。

議長（高橋冠治君） 1番、駒井江美子議員。

1番（駒井江美子君） では、まだ入っていない人に対して、こういうのありますよみたいなふうに、何か営業ではないけれども、代理営業みたいに行くような感じなのですか。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 代理営業というか、あくまでも事業実施に向けての働きかけに要する、そういったための経費というふうになるかと思えます。

議長（高橋冠治君） 1番、駒井江美子議員。

1番（駒井江美子君） こちらの質問の仕方が悪くてすみませんでした。ペイペイについては、いいよという人もいる一方、恩恵を受けていない方もいて、ペイペイを利用されているお店の方でも、ペイペイをやっている月はお客さん来るけれども、その翌月にがたっと減って、ならずとあまり変わらないみたいなお話も聞くので、もうちょっとその月だけではなくて、その前後の月とかで広く見てペイペイの効果とこのを検証してほしいなと思いました。

これで私の質疑は終わります。

議長（高橋冠治君） 1番、駒井江美子議員の質疑はこれで終了いたします。

2番、今野博義議員。

2番（今野博義君） それでは、私から補正予算についての質疑をさせていただきます。

まず最初に、歳入のほうからお聞きをいたします。企画課のほうにお聞きいたします。予算のページでいきますと7ページ目、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金、こちらの歳入の中に物価高騰対応地方創生臨時交付金、括弧書きとしまして令和5年度補正推奨メニュー枠ということで4,762万6,000円の計上があります。概要書のほうからも、こういったものに使用するのかなということでの表記はございますが、この補正推奨メニュー枠というものは一体どういうものなのかお教えいただけますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまお尋ねいただきましたのが、物価高騰対策地方創生臨時交付金の中の推奨事業メニューについてのお尋ねということかと思えます。推奨事業メニューにつきましては、内容を若干お話をさせていただきますと、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業という定義がされてございます。今回の補正で計上させていただいた事業といたしまして、この補正推奨メ

ニュー、こちらの枠でお願いをしているものとしましては5つほどございます。内訳を少しお話ししますと、1つは保育施設物価高騰対策支援事業、学校給食費高騰対策事業、介護・障害福祉サービス事業者物価高騰対策支援事業、農業水利施設電気料金高騰対策事業というものと、今お話しになりましたが、第二次キャッシュレス決済導入促進支援事業、こちらの5つの事業を推奨メニューの事業に位置づけて実施をさせていただきたいというものでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、今野博義議員。

2番（今野博義君） ありがとうございます。概要書に記載のあるこういった支出ということでの理解をさせていただきました。

続きまして、少し教育課のほうにお聞きをしたいのですが、ただいまのメニューの中で学校給食費高騰対策負担金ということでの国庫支出金の歳入がありました。概要書のほうには書いていないのですが、予算書のほうで中身を確認させていただきますと、国庫支出金のところで76万円の歳出がございまして、一般財源のところが同額マイナスということで、一般財源を減らして国庫支出金のほうに振り替えたということになるのでしょうか。もしお分かりになれば、この点ご説明いただけますでしょうか。

議長（高橋冠治君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） 私のほうから今の件についてお答えさせていただきます。

当初については財源としてなかったのですけれども、この臨時交付金が出てきたことによってそれに充当させたということで、一般財源がゼロになったということになります。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、今野博義議員。

2番（今野博義君） すみません。確認する所管を違えていました。ありがとうございました。理解ができました。

続きまして、産業課にお聞きいたします。9ページ、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、12節委託料、先ほども1番議員のほうからお話がございました第二次キャッシュレス決済導入促進支援事業費6,369万7,000円についてになります。前回9月補正で、11月実行のキャッシュレス決済導入促進支援事業が行われたと思います。11月実際に行われまして、町としてはどういったことを分析し、実際そのときの予算に対して実行額がどのぐらいあったのか、詳細をお聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

11月のペイペイの実施の結果及びその内容ということでございまして、その結果につきましては予算還元額になりますが、6,000万円に対しまして、還元額が4,729万1,553円でございます。さらに、加盟した店舗の数は124店舗でございます。全体的な利用を見ますと、まず堅調な利用がございました。業種別に見ますと、人気はやはり昨今の燃料高騰の点から見てもガソリンスタンドの利用が多かったようでございます。あと、スーパーということで食品関連も利用がございました。さらに、これに加えて自動車整備ということで、まず冬季の前の冬タイヤの購入ということで、そういった店舗の利用もあったというふうになってございます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 2番、今野博義議員。

2番（今野博義君） 詳細な説明ありがとうございます。11月実行の予算額としては大体6,000万円、それに対して4,700万円ほどの実績があるということでしたので、大体1,300万円ぐらいは残りがあったのかなというふうに理解をしました。今回の計上も6,000万円ということでの計上になるかと思えますけれども、この辺りについては今後実際の予算と実績に伴いましての分析を進めていただければというふうに思います。

それから、キャッシュレス決済の導入促進事業、いわゆる導入促進事業としての実行ということでの位置づけでこれまで来られたわけですが、この導入実績につきましては令和4年度と令和5年度、今回2回目になるわけですが、11月の実績としてはどのように変化があったのかお聞きをいたします。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

昨年度も11月にこのキャッシュレス決済ということで実施させていただきました。ちょっと追加しての説明になりますが、このキャッシュレス決済、令和3年度から始まっておりまして、11月で第5弾ということになってございます。スタートした時点から見ますと、やはり年々決済額は回数を重ねるごとに増加しておるような状況でございまして、ただ昨年というか、令和5年の3月実施した際はかなりの金額が増額したというようなこともございまして、前回と比べれば、11月と比べれば、11月のほうが3月より落ちたというような傾向がございまして、年々回数を重ねるごとに増加しております。

ご質問の同時期の昨年の11月と比較した場合ということでございますけれども、昨年第3弾ということになります。今年度第5弾と比較したわけでございますけれども、決済額につきましては1.14倍ということで増加しておるような状況になってございます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 2番、今野博義議員。

2番（今野博義君） 質問がちょっと分かりづらかったのかもしれませんが、決済導入促進事業ということなので、これについてというのは事業者さんのほうの導入を促進するという意味合いでの事業ということになるのではないのでしょうか。今お答えいただいたものというのは決済額になりますので、利用された方、これもちろん予算を多く取れば決済額も増えるお話なので、例えば町内の導入促進についての事業者数が増えているとか、そういった分析はなさっていらっしゃるのでしょうかということでお聞きをさせていただきました。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 大変失礼いたしました。事業者数は、回を重ねるごとに加盟店舗というのは増えておるという認識でございまして、ただいまの詳細な店舗の数につきましては今私手持ちに資料を持っていないので、そこは後で答えさせていただきたいと存じます。

議長（高橋冠治君） 2番、今野博義議員。

2番（今野博義君） 次の質疑に入ります。

商工振興費としては、大変効果があるということは理解はできます。ただ、これだけ頻繁にキャッシュ

レス決済導入促進事業が行われますと、町民の皆さんの声、特に私今年の1月、高齢の方とお話しする機会がございまして、キャッシュレス決済が使えない、利用できない高齢の方、こういった皆さんの声というのも非常に大きく入ってきております。そういった方にとっては、キャッシュレス決済が使えないから、自分たちから恩恵がないのだということの諦めとも取れるような、不公平だというような声も実際多く聞こえてきております。この辺に関しましては、現在の町としての高齢者ですとか利用できない方に対しての見解をお聞きします。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

まずは、キャッシュレス決済導入を目的とするペイペイ事業でございますが、これはやはり中小事業者を支援する事業というふうなことが目的になってございます。事業の背景を申し上げれば、還元費が町内外で利用されることにもなりますので、遊佐町の還元費は他市町にも流れますけれども、同様に他市町の還元費が遊佐町に流れることも考えられます。昨年来、おとしあたりから近隣市町においてキャッシュレス決済が導入、実施されたことによりまして、キャッシュレス決済の下地が町内にできつつございます。さらに、今年度の実施期間を見た場合でございますが、酒田市は7月から8月、そして今年度、年明けて1月、庄内町は9月から10月、遊佐町は11月と順を追って実施されておりまして、利用者が途切れなくキャンペーンを利用することができておる。そういった状況の中で、他市町と遊佐町との還元費が町内で循環して、共存共栄の形となって、地域の産業振興につながっているものと認識しております。

一方で、この事業につきましてのほかの側面から捉えることができます。例えば消費者側から見た場合、食料品等の物価とか、あとエネルギー価格の高騰に対しまして、大変消費者は高騰による買い控えなどに対して、そういった状況になっております。そういったことに対して、町民の負担軽減を図ることになって、暮らし、生活を支えることにもなるので、町民への還元であると言える一方では認識するものでございます。

少し長くなりましたが、スマホを持たない方、直接的な恩恵を受けられないのではないかとというようなことでございますが、確かに直接の恩恵を受けることは、もう物理的にも持っていないということで、かなり厳しい状況にあるのだと思います。ただ、この事業の目的が異なるもので、例えば商品券等の事業と比較した場合目的が異なるわけでございますので、そういったところは限界があるというようなところもございます。ただ、国のほうでは最近というか、DXにシフトしておるような、そういった状況もございますので、その一環としてやはりこのペイペイ事業は推進する必要があるのではないかと考えております。前回9月のときも申し上げたかちょっと記憶しておりますが、このペイペイ事業を推奨するに当たっては、やはりスマホをまず持つことが第一の条件になるわけで、スマホを持って、さらにスマホの使い方を習得する必要があるわけでございますが、そういったところのサポートとして、事業を実施する前はスマホ教室というものも実施しております。そのスマホ教室への参加は、毎回かなりの人数の方が参加していただいております。前々回のときの参加者の中には90代のお母さんというか、おばあさんもおりました。ペイペイに限らず、DX推進事業に絡めれば、やはりスマホをお持ちいただいて、さらにこの事業にも参画していただくというような、そういったことが必要ではないかと思っております。さらに、高齢者による商品の購入、またそういった支援の対策につきましては、産業課というよりは福祉課サイドのほうとの

連携の中で考えていかなければならないのではないかと思いますので、その事業の目的、性質等をよく見極めた上で所管、横の連携もともに町全体の施策として考えていかなければならないのではないかと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長、答弁は簡明によろしくお願いします。

2番、今野博義議員。

2番（今野博義君） 事業の目的としては、商業振興の対応ということでお話は伺いましたし、十分効果があるということも理解はしておりますが、これも前回の補正のときにも私お話しました。片や高齢の方で使えない、恩恵が受けられないという町民の声がやはり聞こえてきております。これ事実です。ですので、そういったことも踏まえて、先ほどから申し上げていますペイペイでいいのか、商品券のお話も出てきましたけれども、今後のやり方についてはやはり町民の皆さんへの公平、公正な還元という意味合いも含めたところでご検討いただければありがたいなというふうに思います。

次の質疑に入ります。地域生活課にお聞きをいたします。9ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、14節工事請負費、説明としましては町道改良工事費約5,000万円の計上となります。栄橋撤去の工事に伴う作業ヤードの整備工事ということになっておるようですが、こちらについての詳細をお聞きいたします。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

今回補正予算として計上させていただきました栄橋のヤード工事費でございますが、歳入のほうにもございます国の補助が12月につきましたので、それに伴って今回歳入、国庫補助金と歳出ということでヤードの整備工事の5,000万円ということで上げさせていただいております。工事の内容ですけれども、栄橋の撤去工事、前からお話をしてきたところですが、やっとこれ取りかかれるということで、白木側の橋のところに河川敷を利用してヤードを整備するという内容であります。ヤード整備、面積的には全体で約1,500平米、そこに土量約5,000立方を運搬しまして埋立て、整地、河川を一部ですが埋立てをする必要がありますので、それからそこに工事中道路を白木の集落から栄橋に続く道路に敷き鉄板というようなところでの工事内容となっているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 2番、今野博義議員。

2番（今野博義君） ありがとうございます。栄橋の撤去につきましては昨年12月27日公表、遊佐町総合発展計画第8期実施計画に記載されていますけれども、7億6,800万円ということの計画を重要事業ということで計画されていると思いますが、今回のこの5,000万円というのはその中に含まれるもの、もしくは全く別のものになるのかお聞きしたいのと、橋の撤去につきまして現在分かる範囲内でお答えできることがあればお聞きをしまして、私の質疑を終了します。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

今議員がおっしゃられた実施計画に載っております7億6,800万円のうち、令和6年度のところに3億

4,000万円という金額のせております。今回のヤード整備につきましては、この3億4,000万円のうちの内容でありますので、それが国の補助事業がついたことによって前倒しになって、今補正予算をお願いしたという経過でございます。なお、この実施計画の6年度の金額の中には木橋部分の撤去工事も見込んでおりますけれども、それにつきましては今後国の補正予算がつけば対応するというようなことで考えているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君）　ここで、2番、今野議員への答弁漏れがありましたので。

館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君）　先ほどの今野議員に対する答弁を保留しておりました店舗数の推移につきましてでございますが、第1弾から第5弾までということで、その実施する中で、廃業するお店も増える中で新規も確実に増えておるような状況でございます。事業者数は最初第1弾の時点と比べれば、僅かでございますが、増えているような状況でございます。

議長（高橋冠治君）　7番、齋藤武議員。

7番（齋藤武君）　それでは、一般会計の事項別明細書9ページ、先ほど来出ております商工費の第二次キャッシュレス決済導入促進支援事業委託料につきましてお尋ねいたします。

私は、この件について頭ごなしに否定するものではないのですけれども、今までの2人の議員のやり取りを聞いていて、あるいはこれまでの経緯も含めて一言で申し上げれば、もやもやした感は否めないなというところであります。であれば、せめて担当課長からの答弁は明確にお願いしたいなというふうに思うところであります。今、最後、今野議員に対する補足答弁がありました。どれだけ加入者が伸びているのだという話でしたけれども、それもぱっと数が出てこなかったというところがちょっと私もどうなのかなというところなんです。なぜそういうことを申し上げるかという、これも先ほど話がありました、そもそも事業名がキャッシュレス決済導入促進支援と、導入促進支援なのです。ということは、今数が出ました、どれだけ導入促進になったのだということ。これは、店舗のほうもそうでしょうし、消費者のほう、両方の導入促進ということだと思います。となると、店舗数もそうですし、あと消費者のほうもどれだけその決済、キャッシュレスのペイペイスタイルでの支払いが増えたかということが見えてこなければ、これまで何回もやってきて今後やる意味というのが見えてこないですし、私の感覚からすれば、既にこの導入促進ということに関しては、数的にはもう天井に達しているのではないかなというふうに思うのです。先ほど課長の答弁は、僅かながら伸びているということでしたけれども、僅かながら確実に伸びているかもしれないけれども、おおむねあとは横ばいになるのではないかなと思うのですが、そこら辺からして事業名とそごがあるのではないかと思いますけれども、そこら辺の担当課長の見解をまずお聞かせください。

議長（高橋冠治君）　館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君）　先ほど今野議員の回答の中で、店舗数の推移というような答弁の中で、私実数についてのご報告をしないでしまいました。それを、すみませんが、今ここで補足をしましてご報告させていただきます。

第1弾の際は120店舗、第2弾は119店舗、3弾と4弾につきましては122店舗、前回の第5弾につきましては124店舗というようなところで、店舗数は以上のように推移しておりまして、この中身につきましては

新規も増えておりますので、総括しての事業者数は僅かに増えているというような表現をさせていただいたところでございます。

議長（高橋冠治君） 7番、齋藤武議員。

7番（齋藤 武君） 先ほど事業名について申し上げましたが、もちろん私もこの事業名は分かって言っています。実際のところは、いわゆる消費促進策なのだということは分かった上でお話をしているので、それについては次でお伺いしますけれども、これまで複数回やってきましたけれども、いろいろ現場レベルでも課題というか、制度的なことからくる弱点というのも聞いています。先ほどありましたとおり、例えば店舗のほうとして決済において時間がかかるので、資金繰りについてやりにくい部分があるとか、あるいはそのときにばあっと人が来るので、臨時に人を雇わなくてはいけないで、その確保が大変だとかいう話もあります。何を言いたいかという、そのときは瞬間的には収入が増えるかもしれないけれども、年間を通してそのお店、あるいはその業界、あるいはこの町の中で実際のところ消費拡大になっているのかというところなのです。要は言い換えて言うと、我々生きていく以上、物は買わなくてははいけませんよ。食べるものもあるし、冬タイヤ、夏タイヤと季節商品もある。制服を買うような人生の節目についての買物もある。そういうところにおいて、全部ならした上で、結局それ買わなくてははいけないから金払うわけですけれども、そういう支出がたまたまペイペイの支出と置き換わっただけであって、結局お金を払っている分変わらないではないかと、実際的に変わっていないのではないかなと私は大きな疑問があるのです。ですので、やっている感はあるかもしれないけれども、実際のところどうなのというところが一番大事なので、そこら辺担当課長として今回やる理由はこれまでの経緯を含めてやる必要があるというふうに判断するはずですので、そこら辺の経緯も含めてどうなのかをお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答え申し上げます。

やはり今回の事業実施につきましても、財源として国の補正、県の支出金を利用しまして、この事業を実施するというようなこととございます。あくまでもというか、先ほど今野議員の答弁の中でも申し上げましたが、この事業を実施する大義はやはり中小事業者を支援する事業でございます。それに付随して、効果としまして買い控えの今の現状に対して、消費者側から見れば一定の町民の負担軽減にもつながるといふようなところとご答弁申し上げさせていただきました。これは、やはり遊佐町だけというよりは、先ほども申し上げましたが、庄内一円で共存共栄の形を探るといふような、そういった大きな視点に基づいて実施しているという部分もございまして、遊佐町の産業振興のみならず、地域全体の商業振興、産業振興につなげるために、実施するタイミングを図りながら実施するというようなところで実施しております。では、これをずっと年を通してやればというところになれば予算的なものもございまして、あくまでもこれは臨時交付金、県のそういった補助金を活用しての事業というふうなことになるかと、やらせてもらっておる事業でございますので、財源のところからすればそういったところも勘案して、まずこの事業がより効果的なものとなるように実施するというような観点に立ちまして実施しなければならないと考えておるものでございます。今年度3月に実施することにつきましても、これは中小企業の振興と併せて、3月は昨年もそうでした。学校の入学を前に制服等の需要が高まって、衣服、服飾業が好調で、そういったところでの町民等への支援も行うという側面もございましたので、昨年

実施した事業の結果、そういったことを踏まえて全体的な見方でこの時期に実施するというようなことで考えていきたいものと思っております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 7番、齋藤武議員。

7番（齋藤 武君） 長々とこれを私はやりたくなかったのですけれども、共存共栄というのは、まずいいですよ。共存共栄というのは大事なのですけれども、でもだとしたら庄内地域の共存共栄を何で遊佐町がやらなくてはいけないのか。これやるとしたら県の事業になってくると思うのです。それから、もう一つ、私として聞きたかったのは、これまで実際のところ町内の業者にとっておかげがあったのかというところなのです。おかげがあるから引き続きやらなくてはいけないのか、それともおかげがなかったからさらにやらなくてはいけないのか、そこら辺はどういうふうに見ているかというところなのですけれども、もう一回お願いします。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） それでは、今の質問につきましては……前回11月実施したときにアンケート調査を実施しております。これは、インターネットによるアンケート調査でございまして、委託業者の協力の下実施させていただいたものでございまして、100件の問合せというか、依頼に対しまして、回答率が大変低くて、14件の回答しかいただけなかったのですけれども、まずはその結果ということでご報告させていただきますと、その中でお店の売上げとか来店客数が、5割の方が両方10%以上増えたと回答してございまして、1から9%増えたというような回答をいただいた方と合わせると両方71%増えたといった内容をいただいております。回答数もっと多ければ回答の精度は高まるわけですが、このときのアンケートはこういった結果になってございます。さらに、ペイペイ事業を望む声ということで、回答をいただいた方からは、これからも今後引き続きペイペイ事業をやっていただきたいというような、そういった回答をいただいております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、齋藤武議員。

7番（齋藤 武君） さっきのときにそのお話を伺えばまだ違ったので、やはり合わせた答弁をお願いしたいなと思います。いろいろ論点があります。ただ、苦しい答弁をしなくてはいけないとしても、やっぱりそれなりの裏づけは必要だろうし、あとそれと国のメニューの中から選んで今回しましたという話でしたけれども、国のメニューというのは見るといろいろあるのです。例示されているし、あとそれ以外にそこの市町村である程度自由に設定できますよというふうに書いてあります。ですので、必ずしも経済支援策だとしてもペイペイだけに限らないわけですし、あと例えば先ほど来出ています制服の話であれば、ストレートに制服購入費を助成するというやり方も十分できるわけでありまして。恐らくそういうふうに行っている市町村もあるのだと思います。あるいは、遊佐町でいえば、水道料金であれば皆さんにあまねく行くでしょうから、そこら辺について補助するだとかいろいろ考えられますので、やはり柔軟にそこは考えてこの種の施策はしていただきたいということを申し上げて、私の質疑を終わります。

議長（高橋冠治君） 7番、齋藤議員の質疑を終わります。

5番、那須正幸議員。

5 番（那須正幸君） 私のほうからも、すみません、産業課のほうにちょっとお聞きしたいと思います。

補正予算の9ページ、款6の農林水産業費の説明の中で農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金とあります。町内にある農業水利施設、主立ったところでどういったところにあるのか、またどんな形の施設なのか、ちょっと先にご説明をお願いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

農業水利施設の電気料金高騰対策事業補助金、今回886万3,000円ということで予算計上させていただきました。まずは、この内容につきましてご説明させていただきます。これは、月光川土地改良区、日向川土地改良区が管理する国営、県営によって整備された揚排水機場に係る電気料金でございまして、今回令和3年の4月から9月までの電気料金と今年度の令和5年4月から9月までの電気料金を比較して、超過した分の2分の1を補助させていただいております。月光川土地改良区につきましては、牛渡川揚水機場ほか9施設が該当してございます。日向川土地改良区につきましては、蕨岡揚水機場ほか4施設が該当してございまして、日向川土地改良区の場合は酒田市との共用施設というようなことになってございまして、負担金については案分を行いまして、この金額に算定されたものでございます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 5番、那須正幸議員。

5 番（那須正幸君） ただいま課長のほうからご説明がありましたが、9施設と4施設ということでありました。その中で、酒田市との案分というお話がありましたが、遊佐町としての対応としてはどのような割合、比率となっているのか、その辺のところをお願いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 比率につきましての資料につきまして、ちょっと今手持ちに持ってございませんので、後ほど回答をさせていただきたいと存じます。

議長（高橋冠治君） これにて5番、那須議員の質疑は終わります。

6番、佐藤俊太郎議員。

6 番（佐藤俊太郎君） キャッシュレスサービスについて、私も少し質問をさせていただきたいと思えます。

ペイペイということですが、以前から私はペイペイ1択でしかあり得ないということは若干仕様に不備が残るかなと思ってございます。経済産業省のホームページから、主なキャッシュレス手段として電子マネー、プリペイドカード、デビットカード、クレジットカード等々あり、一番最後にこのスマートフォンという説明がございまして。当町では、ペイペイ1択でしかあり得ない状況です。今後他の手段に拡大をするという声は町民の中から出ているのか、出ていないのか、または調査をしているのか、いないのか等々質問をいたしたいと思えます。お願いします。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

この決済につきましては、ペイペイのみならず、auペイ、ほかにもございます。ただ、その導入の際にはやはり1事業者と契約を行うごとに経費がかかってございます。そういったこともございまして、今

現在はほかの例えばauペイなんか、そういうものの利用はどうかというような、そういった要望は町のほうでは伺っておらないという状況の中で、今後につきましては予算的なものもございまして、先ほど来共存共栄の形ということで申し上げておりますので、近隣市町のそういった導入の実績等も踏まえまして、町民の方の声も勘案しながら事業のほうは調整させていただければと考えております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 6番、佐藤俊太郎議員。

6番（佐藤俊太郎君） 過日郵便局に行ったことですが、郵便局では全ての媒体、クレジットカード、電子マネー等々が使えるという説明がございました。非常に使う側からはよい方策だろうと思っておりました。ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思って、私の質問は終わります。ありがとうございます。

議長（高橋冠治君） これにて6番、佐藤俊太郎議員の質疑は終わります。

9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） それでは、私のほうからも何点か質問させていただきます。先ほど来質問されていた内容について、ちょっと関連づけて地域生活課長のほうから質問させていただきます。

先ほどの栄橋撤去事業、作業ヤードについてですが、ここについてはこの予算の科目については道路新設改良費、工事請負費、当初予算で約2億5,000万円ほど予算計上されております。先日関連地区にいただいた広畑橋の周辺、あの辺の道路改良を含む内容だと思います。その中で、先ほど説明ありました栄橋作業ヤード整備に伴う内容については、お知らせ号で言いますと酒田の測量設計会社のほうに4月17日から7月14日の間で約220万円ほどの内容で委託をされているようです。その結果に基づいて、国のほうの調整をしたと思います。それで、今回この項については南山の斜面の2万円とかの関連のブロック崩壊のところの工事に補正が二、三回はあったと記憶しておりますが、基本的にこの5,000万円の工事について2億2,000万円と足せば2億7,000万円くらいの総額になるはずですので、今後の発注の計画というのですか、例えばこの5,000万円以内で終わるのであれば、議会には特に事件案件として出てこないと思いますが、それ以上にプラスしたお金で発注するのであれば、議会等になりますと次はもう3月議会しかないわけですので、ちょっとその辺繰越明許等の工事を考えているのか。先ほど2番議員のほうからもありましたが、その辺も私は承知しておりますが、基本的に今後の発注の内容について併せてちょっとお伺いしたいのですが。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田智光君） お答えいたします。

今回の工事費、予算額としては5,000万円ということでございますが、歳入のほうにあります金額を見ていただくとなのですけれども、国の補助につきましては工事費4,500万円に対しての0.605の補助率で歳入、この2,722万5,000円というふうな計算になっております。補助事業につきましては、補助対象外の部分も必ず出てきますので、予算額としては5,000万円を今お願いしているところでありますが、工事については4,500万円以内で発注できるものというふうと考えているところであります。計画ですけれども、本日の議会で議決をいただきましたら早々に入札を行いたいということで、当然工期的には1か月、2か月ということではございませんので、今国の12月補正に基づいて予算措置をさせていただいたということであ

りますので、早々に発注はしますが、予算を繰り越して事業を行いたいというふうに考えているところがあります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 繰越的な事業であるということを想定しましたが、なおその辺を確認させていただきました。

その次に、産業課長のほうにお尋ねしますが、先ほど5番議員のほうからも質問ありました。この件について、886万3,000円ほど補正になるようです。それで、概要書をよく見ますと、端っこのほうに追加分ということで記載がありました。実は、今年の568回9月定例会の中でもこの案件が出たものですから、基本的にその際私が発言した中身については、この事業、その議会では90万円の補正でございました。国庫補助が大体70万円ということでありました。その際、特別委員会での質疑でしたが、私申し上げたのは、異常な暑さで非常に皆さんが話題になっている時期でもあったということもあって、自分の経験からいくと平成6年の年、1994年、これについても大変暑い、水がないというか、そんなこともあった中でこの90万円というのは非常に低い額ではないかということと特別委員会のほうで発言をさせていただきました。今回この886万3,000円、90万円から見れば約10倍ほどの補正の額になります。それで、9月議会のときに見ますと、国の補助も含めると77%ぐらいが補助として来るようでもございました。今回の補正の中身を見ますと、概要書にその辺の記載がちょっとございませんので、その辺同じく大体77%ぐらいの補助がこの886万3,000円のうちで来るのかどうかということと、先ほど9月議会から今回までの期間、2つの土地改良区との協議状況といいますか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） お答えいたします。

9月補正の時点では、まず90万円補正計上させていただきました。この時点では、各土地改良区からの聞き取り等を行わせていただきながら、前年度と同様の電気代の推移ではないかというようなこともございましたので、そういったやり取りの中で前年度実績の2倍程度の金額を計上させていただいて、90万円ということで計上させていただきました。ただ、その後、昨夏は大変な暑い夏でございまして、特に8月9日、これは覚えておるのですが、異常な暑さになりました。その後揚水機場がフル稼働しなければならぬというような、そういった状況が何日もあったというようなこともございまして、渇水対策のためにどの揚水機場もフル稼働の中で想定外の電気料金となってしまったというようなことでもございます。この77%というようなことでもございますが、この事業につきましては算定された金額に県が2分の1の補助を行うもので、残り2分の1を管理する町が補助するものでございまして、日向川につきましては利用の状況によりまして案分されているというようなことにはなっておりますが、そういったもので算定されたものでございます。以上によりまして、それぞれの揚水機場の実績からこの数字を算定させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 先ほど9月の時点のことを申し上げましたが、基本的には当時やはり土地改良区

の役員の皆さんと話しする機会があったのですが、非常に電力量が大変だということは言うておりました。最終的にこの886万円ほど両土地改良区にいただけるということは、幾らかでも農家負担の軽減につながるのかなと思います。ただ、自分の実務上からいくと、9月の時点ですと議会にかけるのは前から動いているわけですので、その時点では電力の把握というのは単体の改良区もできなかつた。ですから、最終的に今の1月のこの臨時会にかけていただいたということは、失礼な言い方ですが、幾らかは農家の皆さんの支援につながったのかなと思います。

次に、ちょっともう2つの課にお尋ねします。企画課長、では視線が合ったようですので。歳入のほうで、17款の寄附金とあります。それで2億円のふるさと納税寄附金あります。実は、これ当初5億円を想定した予算を計上されているようです。それで、569回だかで3億円増額。内訳を見ますと、1億4,000万円は返礼品、1億6,000万円は積立てに回すというようなことでもございました。12月の議会で池田副町長の一般行政報告あった中でも記載をしておりましたが、かなり増になっているということは理解をしておりました。それで、令和4年度の決算額を見ますと8億7,300万円ほどがこのふるさと納税の決算のようでもございます。今回この2億円を見ますと、5億円、3億円、2億円で10億円ということでも最終的になるわけですので、去年より1億2,000万円ほど多く見積もっているというふうに理解をしております。これは、それなりに現状からの推測だと思うのですが、そういうことでその辺の見方と、もう一つは何か返礼品の率が高いのかなと、積立ての割合が若干減っているような感じがするものですから、ちょっとその2点について……産業課長でしたか。すみません。では、産業課長、もう一度質問します。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） ふるさと納税の寄附金ということでもございます。実は、現状を申し上げますと、10億円という想定で今回2億円盛らせていただきましたが、実際は今現在は11億円を超えているような状況の中で、かなり今年は寄附額が増えているような状況でもございます。返礼率につきましては30%ということで、これまでとほぼ変わらない率でもございます。ただ、通信運搬費ということで、やはりかかってくる経費も増加してまいりますので、通信運搬費は増えているというような、そういった状況にあります。

積立ての金額につきましては、今回2億円の歳入に対して1億円の積立金というふうになってございますが、このふるさと基金の積立金の所管となりますと財政を所管する総務課長というふうになりますので、その辺りの考え方は総務課長のほうからご説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 池田総務課長。

総務課長（池田 久君） 積立金のほうは所管は総務課ですので、私のほうから回答させていただきます。

このふるさと基金につきましては、ふるさと納税寄附金の中の2分の1以上を積み立てるというふうになっているわけですがけれども、最終的にはまず2分の1以上になるようには積み立てるわけですがけれども、その時々補正のときについては経費等、それからそのほかのいろいろなことを考えて積立金を決めているという状況にありますので、必ずしもそのときの2分の1を必ず積み立てているというわけではなくて、最終的に2分の1以上にするということになります。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 企画課長、産業課長、総務課長、大変申し訳ございませんで、認識不足でございました。

最後に、では健康福祉課長のほうに確認をさせていただくという、簡単ですので。8ページのほうの民生費あります。社会福祉費の中の節のところの説明の欄に、1つが18節です。介護・障害福祉サービス事業者物価高騰対策支援金582万5,000円、こういうことでありますが、実はこの件については566回、今年の大改選の前の議会、6月議会に代わる議会のときにも同じような内容がありました。それで、そのときは今回は正しく言うと企画課から健康福祉課のほうに令和5年度からは移行した事業ということで聞いたが、これ間違いですか。では、今のやつは訂正してください。これ企画課ではなくて健康福祉課でよろしいということであれば、この額については5月のとき全く同額の582万5,000円なのです。この辺のことが1点、何か積み上げてこの額になったのか、それとも国とか県からの話でこうなったのかということが1点目と、もう一つ、その下ですか、重点支援地方創生臨時交付金3,600万円、これについても5月の議会の際にのっておまして7,250万円ほど、これは約2分の1ということになっていてございまして、この2つについて同額の部分と予算の張りつけといいますか、その辺がどういうことできたのかお伺いして、私の質問を終わります。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

1点目の介護・障害福祉サービス事業者物価高騰対策支援金でございますけれども、議員おっしゃるとおり5月補正で一度実施をしているところでございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策の地方臨時交付金を活用したところで実施をしたもので、今回も物価高騰対策の重点支援地方創生臨時交付金の推奨メニューのほうで追加の交付があるということでございましたので、これを活用して2回目同じ基準で実施をしたいというところで予算の計上をしているところでございます。額的なところにつきましては、山形県、そして庄内地域の近隣の市町のところの動向をちょっと確認をさせていただきまして、そちらについてもやはり同額程度という形で実施するというのを聞いてございましたので、遊佐町についても物価高騰で影響を受けているということがございますので、同基準で実施をしたいという形でやっているものでございます。各市町についてそれぞれ基準が違うところでございますが、最終的に計算をしますと同程度のそれぞれの訪問系、入所系、通所系のほうに支援ができるというようなもので基準を設けさせていただきました。

2点目でございますけれども、その下の重点支援地方創生臨時交付金の3,600万円のところにつきましては、こちらにつきましては説明概要のところにもございますとおり、町民税の均等割のみの課税世帯という形になってございますので、前回計上したところとはちょっと基準となる対象世帯が違うものですから、改めて今回計上したという形で、比較するにはちょっと対象となる世帯というところから判断していただければと思うところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて9番、菅原和幸議員の質疑は終了いたします。

ここで、5番、那須議員への答弁漏れがありましたので、館内産業課長より答弁いたさせます。

館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 先ほど那須議員の答弁保留させていただいておりました日向川の土地改良区
の案分の状況でございますが、遊佐が718ヘクタールの56.62%、酒田が550ヘクタールに対しまして43.38%
というふうになっております。

以上、ご報告させていただきます。

議 長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 先ほどから何回もキャッシュレス決済の質問が出ております。私も、キャッシュ
レス決済についてはいろいろ今までも議会で質問したりしてきた経過がありますので、今回また簡単で
すけれども、ちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、このキャッシュレスですけれども、商工業者のためのキャッシュレス決済の制度にすぎないので
はないかというふうなほかの議員からの指摘があったように思います。多分にそのような気配は濃厚では
ないかと、私も個人的にそのように思っているところがございますけれども、特にスマホを持たない高齢
者の皆さんがいらっしゃるということです。少なくとも100%ではないですよ、幾らスマホをみんな持つよ
うになったといっても。多分高齢者の方々で70%台ぐらいかなと、ざっとそのように私は持っている人を
予想するのですけれども、実際これはデータはあります。きちんとしたある程度のデータがありますので、
持っていない人は何十何%という話にはもちろんできるのですけれども、今私それほど細かいデータに基づ
いた話をしているわけではありません。必ずしも暮らしていく上で、スマホを持つ必要がないということ
もあるのです。単純に言えば、スマホでなくて従来の携帯電話、これである程度いろんな活動をしている
人ですけれども、そんなものもなくとも俺は何にも不便でないよと、こんな方もいらっしゃって、普通に
暮らしている人もおられます。私もそういう人を知っていますので。先ほど課長の答弁で、みんなスマホ
を普及させるのだと、そんな意図もあるというふうな話だったような気がします。そして、スマホ教室も
度々開いているので、90歳以上を超えた人がスマホ教室に行って自由自在に使えるようになっているとい
うふうな話をするわけです。だから、高齢者の皆さん、みんなスマホを買って、習得して、自由に使える
ようになってくださいねと、こういう話なのではないでしょうか。

（「休憩」の声あり）

議 長（高橋冠治君） 休憩いたします。

（午前11時25分）

休

憩

議 長（高橋冠治君） それでは、会議を再開いたします。

（午前11時27分）

議 長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 申し訳ないです。削除をよろしく願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 先ほどの質疑の中の不適當の言葉を削除いたしますので、よろしく願いします。

それでは、11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） よろしくお願いたします。了解いたしました。

それで、話は同じなのですが、そういう高齢者の皆さんにとって、一部の皆さんでしょうけれども、恐らく二、三割は該当するのかなと思いますけれども、今さらスマホを持つということに非常に抵抗がある方もいらっしゃると思います。実際そんなものを持たなくたって普通に暮らせるという人がいっぱいいるので。います、実際。従来の携帯電話さえなくても、俺は何でもないという人がいるのですよ。そんな状態であるものだから、私はこういう方々のためには必ずしもペイペイだとか、何とかペイとか、そういうものでなくて、ぜひ商品券で対応していただければと思うのです。これをやっているところは実際あります。大都会でもこれをやっているところがあります。商品券で対応していると。要するに高齢者にとっては優しい対応なわけです。こういう配慮は、私も以前から指摘してきたのですが、なぜ全くそれが無いのかというふうに考えるわけなのです。

それで、最終的には高齢者の皆さんが98%もスマホを持って、自由にスマホで何でもやれるという状況になるのを最終的な目標にしていることを私は駄目だなんて言うつもりはないです。それはそれでいいわけです。それを主軸にした社会にしていくと、いいわけですが、ただ一気にそうはならないわけです。なりません、これは一気に。要するに経過措置としての対応が必要ではないかということなのです。これは何にでもあります。これから何年かかってそういう状態になっていくのか、これは分かりませんが、私は経過措置と考えて、商品券の発行をやっていただけないかと考えます。これは、商品券の発行で対応しているところは大都会であってもありますので、それはその市長さんはちゃんと高齢者のスマホを持ちたくない、要らないというふうなタイプの人にとっての配慮をして、そういうことをやっているのです。だから、地方の遊佐町のような小さな町でもそういう対応をしていければ、経過措置としてです、町民の皆さんからもさすが時田町長はいい町長だと、このようになるのではないかと私は思うのです。その辺やはりちょっと考えていただきたいと思います。

議長（高橋冠治君） 時田町長。

町長（時田博機君） あくまでも中小企業者、商業の応援をするというのがキャッシュレス決済です。実は、今の予算で今までは対象でありませんでした非課税世帯、それから子育て世帯にはあったのですが、住民税の均等割世帯という形で菅原議員から質問がありました。当時の非課税世帯から見れば半分対象なのでしょうけれども、福祉の施策ではそういうふうな国の施策で給付という形がもう既に行われています。そして、今でも町でもやろうとしています。福祉施策ではなくて、商業振興施策というように理解をしていただければ、そこはまた企業に支援する、逆に言うとキャッシュレス決済をすることによって町外からも我が町で買物をしていただく、外貨を稼ぐ一つの仕組みになるのだということ、そして高齢者には福祉の施策で十分手当てはしていると思いますので、それらもご理解をお願いしたい、このように思っております。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 福祉の面で高齢者にはいろんな手当てをしているから、それでいいではないかというふうな話のようではありますが、ただこれをやるに当たって、これだけの、6,000万円もですか、お金を使うわけなので、この際ある程度高齢者の皆さんを面倒を見るような対応も私はしてもいいのではないかと思います。それが全くないではありませんか。ここがちょっと寂しい気がするのです。ただ今のコ

ロナのはやり病が、ばい菌が札とか商品券にはついていないかもしれないので、そんなものがつくおそれがないスマホでやれば大丈夫だよとか、そんな話だけで、ちょっと変ではないかなと私は思うのです。町長の話もよく分かりますよ、それは。商業者を対象にしてやっているのだということです。しかし、そのうちの1割とか5%でもいいですけども、商品券で対応していただければ、それによりつける高齢者の皆さんも出てくると、こういうことなのです、私が言うのは。その辺ぜひ考えてもらえないかなと思います。これは、前から繰り返し何回も言っているのですが、また同じ話をしているのかということになるとは思いますが、私もある程度効果がある話だと思います。そういう意味で、まずよろしくそこは対応していただきたいと思います。どうでしょうか。

議長（高橋冠治君） 館内産業課長。

産業課長（館内ひろみ君） 商品券の話も出ました。商品券となりますと、これまでやった内容を見ました場合、町民限定となって、まず目的は町民の家計応援という目的に当たるかと思えます。先ほど来、商品券を行う場合とペイペイを行う場合というのは、やはり目的とか効果も異なってくるものこちら側では認識しております。ただ、スマホを持っていない方、あと何かの事情で持てない方も実際いらっしゃるというようなこと、そういった方に対してはその入り口でもう確かに使用することができないというようなこともこれは事実でございますので、一方で国はDXも推進しておりますので、これは町のほうでもそういうところは先考えていかなければならないこととございます。そういったDXの推進といった考え方も併せて、これは総務、また違った所管になりますが、高齢者支援というようなところもございしますので、それぞれの事業のメリット、目的等をよく勘案しまして、タイミングよく世の中の事情なんかもよく捉えまして、どういった事業が町にとって有効であるのか、そういったところも見極めながら、総合的に事業を行っていただければと思います。その中では、やはりDXの推進というものも横の連携の中で所管と連携しながら、なおペイペイがさらにより多くの皆様が利用できるような体制づくりに努めることができるかといった、そういった課題にも向けて対応させていただければと思っております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） そういう必要性もあるのではないかとということで話をしたわけですので、そういう余地があれば、商品券ももちろん全体の5%とか1割程度の予算でも結構だと思うので、そういう対応をしていただけないかと思えます。恐らくすぐ売り切れると思えますよ。買いに来る人いっぱいいますよ、それはもう。そういうこともあると思えますので、その辺はよろしく願います。毎度繰り返しの話で本当に恐縮しています。

それから、また農林水産業の先ほど電気代の話が度々ありますけれども、これ去年の9月の定例会でも何か90万円近く電気料高騰の予算を組んだと。そして、また今886万3,000円と。これもまた電気代の補助という形でこれだけの予算を組んでいるわけです。すると、電気代がもし今のままの高止まりのような状態になっているとすれば、今後ずっとこういうふうな、国の補助もあるのでしょうけれども、町が電気代の補助を土地改良区のほうでしていかなければならないのかとか、していく予定なのか、その辺を私非常にちょっと危惧するところです。電気の量がやっぱり絶対値で見ると不足しているのではないかと思います。話変えれば、洋上風力で電気をまず生産すると、変な話ですけども、そういう必要もあるわけ

なので、実際、非常に私は意味のあることだと思って見ております。それはともかくとして、多分水を揚げるポンプの電気代が主ではないかと思うのですけれども、例えばこれからも電気料金が今並み、あるいは今よりも高くなっていくというような時代にそれはなるか、ならないか分かりませんが、そんなことになったとき、ずっと電気代の補助というふうな形でやっていけるのかどうか、この辺ただ補助すればいいという話でなくて、何らかの対応が必要ではないかと思うので、その辺の対応をまずどういうふうに考えているかお願いしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 本当にかつて経験したことのない暑さの中で、多分ポンプはフル稼働、何日間も動いたのだと思います。そのおかげで、まず遊佐町の田んぼは水不足という状態はならないで済んだということは非常に水利、ただ一方だけで、上から流れるだけでなく、もう一回ポンプアップして循環させるというシステムを整えてくれたということは、土地改良事業のありがたいところだと感謝をするものであります。今遊佐町では、小水力発電1か所は回っていますが、もう一か所実は検討した経緯があったはずなのです。ただ、県とか国の補助の採択にならなくて事業を進められていないという現状であります。町としてもやっぱり地域の再生可能エネルギー、何も風力ではなくて小水力、水力で電気を生み出すというような設備等について、また新年度にそういう動きがあるならば新たな新制度等を準備していかないと、なかなかこの高い電気料金に追いついていかないというような現状が今発生しつつあるのではないかと思います。私が昨年の11月、ハンガリー・ソルノク市にお邪魔したときに、通訳のシビさんから伺ったのは、電気料金6倍だそうです、ウクライナとロシアの戦争が始まってから。ほとんどの公の施設は、実はあとクローズなのだ。やっぱり閉めている。なぜかという、電気料、暖房を使わなければならないということは大変な金額がかかるので、できれば余計なものは開けないでおくというのが公の施設まで始まっているという状況を伺っています。これから遊佐町、ゼロカーボンシティ宣言したわけでありますから、ゼロカーボンシティ宣言のみならず、新たな電気を生み出す再生可能エネルギーどうやってもらえるか、それだとやっぱり町も住民、そして事業者とも一緒に相談しながら前に進めていきたいなど、このように思っています。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 今町長からいろいろ説明していただきましたけれども、電気料金の高騰、水揚げるポンプ代の料金、電気代、いろいろかかると思いますが、今のままの状態でも電気代がこれからもう2倍になったら役場や国で土地改良区に二、三倍の電気代をまた補助するのかと。電気代が高止まりしていれば、しているだけずっと補助し続けるのかと、私単純なものですから、こんなことを考えるわけなので、町長、その辺の対応をよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

議 長（高橋冠治君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の質疑は終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第1号 令和5年度遊佐町一般会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、条例案件の審議を行います。

日程第4、議第2号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

なお、条例案件でございますので、質疑は3回とさせていただきます。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第2号 遊佐町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。

これをもって第570回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和6年1月23日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 那 須 正 幸

遊佐町議会議員 佐 藤 俊 太 郎